

横浜市西区地区センター及び横浜市西公会堂

指定管理者選定委員会

選定結果報告書

平成 27 年 8 月

1 経緯

横浜市西地区センター等の次期指定管理者の選定にあたり、横浜市西区地区センター及び横浜市西公会堂指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）は、応募者から提出された応募書類の内容審査や公開プレゼンテーションを行いました。

このたび、審査が終了し、指定候補者を選定いたしましたので、ここに選定結果を報告します。

2 選定委員会 委員

委員長	中西 正彦	横浜市立大学国際総合科学部准教授
委員	井手 美由樹	中小企業診断士
	酒井 俊夫	西区スポーツ推進委員連絡協議会前会長
	菜花 好和	西区青少年指導員協議会会長
	米岡 美智枝	第4地区自治会連合会副会長
臨時委員	大塚 秀雄	浅間町四丁目東睦会会長
	平野 周二	第五地区自治会連合会副会長

3 対象施設

- (1) 西地区センター及び西公会堂
- (2) 藤棚地区センター
- (3) 浅間コミュニティハウス
- (4) 戸部コミュニティハウス
- (5) 平沼集会所

4 指定候補者 選定の経過

経過項目	日程
◆第1回選定委員会（傍聴者5名） 1 委員長の選出 2 選定スケジュールについて 3 次期指定管理者公募書類の決定	平成27年5月15日（金）
公募書類の配布（ホームページにて公表）	平成27年5月29日（金） ～7月24日（金）
応募説明会及び現地見学会	
平沼集会所	平成27年6月10日（水）
戸部コミュニティハウス	平成27年6月11日（木）
浅間コミュニティハウス	平成27年6月11日（木）
藤棚地区センター	平成27年6月12日（金）
西地区センター及び西公会堂	平成27年6月15日（月）
公募に関する質問受付	平成27年6月16日（火） ～6月24日（水）
公募に関する質問回答	平成27年7月3日（金）
応募書類の提出 (1) 西地区センター及び西公会堂（2団体） (2) 藤棚地区センター（1団体） (3) 浅間コミュニティハウス（1団体）	平成27年7月21日（火） ～7月24日（金）

経過項目	日程
(4) 戸部コミュニティハウス (1 団体) (5) 平沼集会所 (1 団体)	
◆第 2 回選定委員会 (一部公開) 平沼集会所の面接審査 ・プレゼンテーション (傍聴者 1 名) ・質疑	平成 27 年 8 月 10 日 (月)
◆第 3 回選定委員会 (一部公開) (1) 浅間コミュニティハウスの面接審査 ・プレゼンテーション (傍聴者なし) ・質疑 (2) 戸部コミュニティハウスの面接審査 ・プレゼンテーション (傍聴者なし) ・質疑	平成 27 年 8 月 24 日 (月)
◆第 4 回選定委員会 (一部公開) (1) 西地区センター及び西公会堂の面接審査 ・プレゼンテーション (傍聴者 1 名) ・質疑 (2) 藤棚地区センターの面接審査 ・プレゼンテーション (傍聴者 1 名) ・質疑	平成 27 年 8 月 25 日 (火)

◆は選定委員会

5 選定にあたっての考え方

(1) 西地区センター及び西公会堂

選定委員会では、「横浜市西地区センター及び横浜市西公会堂指定管理者公募要項」においてあらかじめ定めた「評価基準項目」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、応募書類の内容審査及び面接審査（公開プレゼンテーション及び質疑）を行いました。

なお、評価は、各委員が 145 点満点で採点した上で、その合計を委員会としての点数としました。

1 基本条件の理解度 (10 点)	1-1	・「施設の設置目的」や「区役所の施策上の施設の位置付け」及び施設の立地、周辺環境、施設内容、機能等を適切に理解し、これを踏まえた管理運営の提案がなされているか。(10 点)
2 公平性 (10 点)	2-1	・全ての利用者に対して公平な利用機会の提供が可能となっているか。(10 点)
3 安定性・安全性	3-1	・安定的な管理運営を継続できる職員体制が取られているか。(5 点)
	3-2	・個人情報保護その他の法令遵守体制について明確に示され、職員の業務習熟、資質向上のための研修が十分に行われる計画となっているか。(5 点)

(25点)	3-3	<ul style="list-style-type: none"> ・市（区）防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を果たす計画となっているか。 ・地域と連携した日常的な防災への取組がなされているか。（5点）
	3-4	<ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の故障、事故、犯罪等を未然に防ぐ管理運営体制が取られ、緊急時の対応や危機管理の対応が具体的に計画されているか。（5点）
	3-5	<ul style="list-style-type: none"> ・安全かつ安定した施設の維持管理計画、施設の長寿命化に貢献する修繕計画となっているか。（5点）
4 運営の実施効果 (20点)	4-1	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させる具体的な取組などが提案され、地区センターの基本理念を効果的に達成する運営計画となっているか。（5点）
	4-2	<ul style="list-style-type: none"> ・公会堂が提供すべきサービスの内容と維持すべき質について適切に把握し、管理運営計画に反映しているか。（5点）
	4-3	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数、施設稼働率の向上に対し、有効な対策が示されているか。（5点）
	4-4	<ul style="list-style-type: none"> ・需要動向を踏まえた効果的な料金設定を行っているか。（5点）
5 利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組 (20点)	5-1	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズを捉えるための有効な手法が示され、施設運営に反映させる仕組みが具体的に提案されているか。（10点）
	5-2	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービスを向上する取組について、具体的かつ現実的な提案がなされているか。（10点）
6 効果的な自主事業展開 (20点)	6-1	<ul style="list-style-type: none"> ・地区センター自主事業の趣旨に沿った計画となっており、地域住民の自主的活動や相互交流の促進が具体的に見込める提案内容となっているか。（5点）
	6-2	<ul style="list-style-type: none"> ・内容が多岐に渡り、幅広い層の住民が参加できる計画となっているか。（5点）
	6-3	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い事業を行う工夫が行われているか。（5点）
	6-4	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が参加しやすい参加費設定を基本としているか。（5点）
7 効率性 (25点)	7-1	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理計画に効率化の工夫が見られるか。（5点）
	7-2	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画は適切か。（10点）
	7-3	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金の増収や運営の効率化等により、指定管理料の削減に繋がっているか。（10点）
8 積極性、意欲 (10点)	8-1	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に取り組む姿勢や提案内容に強い意欲、積極性が見られるか。（5点）
	8-2	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の重要施策の実現に向けて、積極的に取り組んでいるか。（5点）
9 団体の資質・実績 (5点)	9-1	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の経営状況、社内体制、業務実績が本業務遂行上問題の無いものであるか。（5点）

(2) 藤棚地区センター

選定委員会では、「横浜市藤棚地区センター指定管理者公募要項」においてあらかじめ定めた「評価基準項目」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、応募書類の内容審査及び面接審査（公開プレゼンテーション及び質疑）を行いました。

なお、評価は、各委員が 150 点満点で採点した上で、その合計を委員会としての点数としました。

1 基本条件の理解度 (10点)	1-1	・「施設の設定目的」や「区役所の施策上の施設の位置付け」及び施設内容、機能等を適切に理解し、これを踏まえた管理運営の提案がなされているか。(5点)
	1-2	・「地域特性」を適切に理解し、地域ニーズを踏まえて、地域コミュニティの醸成や地域の連携に繋がる管理運営の提案がなされているか。(5点)
2 公平性 (10点)	2-1	・全ての利用者に対して公平な利用機会の提供が可能となっているか。(10点)
3 安定性・安全性 (25点)	3-1	・安定的な管理運営を継続できる職員体制が取られているか。(5点)
	3-2	・個人情報保護その他の法令遵守体制について明確に示され、職員の業務習熟、資質向上のための研修が十分に行われる計画となっているか。(5点)
	3-3	・市(区)防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を果たす計画となっているか。 ・地域と連携した日常的な防災への取組がなされているか。(5点)
	3-4	・施設設備の故障、事故、犯罪等を未然に防ぐ管理運営体制が取られ、緊急時の対応や危機管理の対応が具体的に計画されているか。(5点)
	3-5	・安全かつ安定した施設の維持管理計画、施設の長寿命化に貢献する修繕計画となっているか。(5点)
4 運営の実施効果 (20点)	4-1	・地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させる具体的な取組などが提案され、地区センターの基本理念を効果的に達成する運営計画となっているか。(10点)
	4-2	・利用者数、施設稼働率の向上に対し、有効な対策が示されているか。(5点)
	4-3	・需要動向を踏まえた効果的な料金設定を行っているか。(5点)
5 利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組 (25点)	5-1	・利用者ニーズを捉えるための有効な手法が示され、施設運営に反映させる仕組みが具体的に提案されているか。(10点)
	5-2	・利用者サービスを向上する取組について、具体的かつ現実的な提案がなされているか。(10点)
	5-3	・サークル活動や地域活動が一層活性化するための日常的な事業提案について、具体的かつ現実的なアイデアが提案されているか。(5点)
6 効果的な自主事業展開 (20点)	6-1	・地区センター自主事業の趣旨に沿った計画となっており、地域住民の自主的活動や相互交流の促進が具体的に見込める提案内容となっているか。(5点)
	6-2	・内容が多岐に渡り、幅広い層の住民が参加できる計画となっているか。(5点)
	6-3	・質の高い事業を行う工夫が行われているか。(5点)
	6-4	・地域住民が参加しやすい参加費設定を基本としているか。(5点)

7 効率性 (25点)	7-1	・施設の維持管理計画に効率化の工夫が見られるか。(5点)
	7-2	・収支計画は適切か。(10点)
	7-3	・利用料金の増収や運営の効率化等により、指定管理料の削減に繋がっているか。(10点)
8 積極性、意欲 (10点)	8-1	・本業務に取り組む姿勢や提案内容に強い意欲、積極性が見られるか。(5点)
	8-2	・本市の重要施策の実現に向けて、積極的に取り組んでいるか。(5点)
9 団体の資質・実績 (5点)	9-1	・団体の経営状況、社内体制、業務実績が本業務遂行上問題の無いものであるか。(5点)

(3) 浅間コミュニティハウス

選定委員会では、「横浜市浅間コミュニティハウス指定管理者公募要項」においてあらかじめ定めた「評価基準項目」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、応募書類の内容審査及び面接審査（公開プレゼンテーション及び質疑）を行いました。

なお、評価は、臨時委員を含む各委員が150点満点で採点した上で、その合計を委員会としての点数としました。

1 基本条件の理解度 (10点)	1-1	・「施設の設定目的」や「区役所の施策上の施設の位置付け」及び施設内容、機能等を適切に理解し、これを踏まえた管理運営の提案がなされているか。(5点)
	1-2	・「地域特性」を適切に理解し、地域ニーズを踏まえて、地域コミュニティの醸成や地域の連携に繋がる管理運営の提案がなされているか。(5点)
2 公平性 (10点)	2-1	・全ての利用者に対して公平な利用機会の提供が可能となっているか。(10点)
3 安定性・安全性 (25点)	3-1	・安定的な管理運営を継続できる職員体制が取られているか。(5点)
	3-2	・個人情報保護その他の法令遵守体制について明確に示され、職員の業務習熟、資質向上のための研修が十分に行われる計画となっているか。(5点)
	3-3	・市（区）防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を果たす計画となっているか。 ・地域と連携した日常的な防災への取組がなされているか。(5点)
	3-4	・施設設備の故障、事故、犯罪等を未然に防ぐ管理運営体制が取られ、緊急時の対応や危機管理の対応が具体的に計画されているか。(5点)
	3-5	・安全かつ安定した施設の維持管理計画、施設の長寿命化に貢献する修繕計画となっているか。(5点)
4 運営の実施効果 (15点)	4-1	・地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させる具体的な取組などが提案され、コミュニティハウスの基本理念を効果的に達成する運営計画となっているか。(10点)
	4-2	・利用者数、施設稼働率の向上に対し、有効な対策が示されているか。(5点)

5 利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組 (20点)	5-1	・利用者ニーズを捉えるための有効な手法が示され、施設運営に反映させる仕組みが具体的に提案されているか。(10点)
	5-2	・利用者サービスを向上する取組について、具体的かつ現実的な提案がなされているか。(10点)
6 効果的な自主事業展開 (25点)	6-1	・コミュニティハウスの自主事業の趣旨に沿った計画となっており、地域住民の自主的活動や相互交流の促進が具体的に見込める提案内容となっているか。(5点)
	6-2	・内容が多岐に渡り、幅広い層の住民が参加できる計画となっているか。(5点)
	6-3	・質の高い事業を行う工夫が行われているか。(5点)
	6-4	・地域住民が参加しやすい参加費設定を基本としているか。(5点)
	6-5	・図書を活用した事業展開について区民の読書活動の推進につながる提案内容となっているか。(5点)
7 効率性 (25点)	7-1	・施設の維持管理計画に効率化の工夫が見られるか。(5点)
	7-2	・収支計画は適切か。(10点)
	7-3	・運営の効率化等により指定管理料の削減に繋がっているか。(10点)
8 積極性、意欲 (15点)	8-1	・本業務に取り組む姿勢や提案内容に強い意欲、積極性が見られるか。(5点)
	8-2	・本市の重要施策の実現に向けて、積極的に取り組んでいるか。(5点)
	8-3	・「地域交流スペース(仮称)」を活用した事業展開について施設の設置目的の達成に向けた意欲的な提案内容になっているか。(5点)
9 団体の資質・実績 (5点)	9-1	・団体の経営状況、社内体制、業務実績が本業務遂行上問題の無いものであるか。(5点)

(4) 戸部コミュニティハウス

選定委員会では、「横浜市戸部コミュニティハウス指定管理者公募要項」においてあらかじめ定めた「評価基準項目」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、応募書類の内容審査及び面接審査(公開プレゼンテーション及び質疑)を行いました。

なお、評価は、各委員が140点満点で採点した上で、その合計を委員会としての点数としました。

1 基本条件の理解度 (10点)	1-1	・「施設の設置目的」や「区役所の施策上の施設の位置付け」及び施設内容、機能等を適切に理解し、これを踏まえた管理運営の提案がなされているか。(5点)
	1-2	・「地域特性」を適切に理解し、地域ニーズを踏まえて、地域コミュニティの醸成や地域の連携に繋がる管理運営の提案がなされているか。(5点)
2 公平性 (10点)	2-1	・全ての利用者に対して公平な利用機会の提供が可能となっているか。(10点)

3 安定性・安全性 (25点)	3-1	・安定的な管理運営を継続できる職員体制が取られているか。(5点)
	3-2	・個人情報保護その他の法令遵守体制について明確に示され、職員の業務習熟、資質向上のための研修が十分に行われる計画となっているか。(5点)
	3-3	・市(区)防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を果たす計画となっているか。 ・地域と連携した日常的な防災への取組がなされているか。(5点)
	3-4	・施設設備の故障、事故、犯罪等を未然に防ぐ管理運営体制が取られ、緊急時の対応や危機管理の対応が具体的に計画されているか。(5点)
	3-5	・安全かつ安定した施設の維持管理計画、施設の長寿命化に貢献する修繕計画となっているか。(5点)
4 運営の実施効果 (15点)	4-1	・地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させる具体的な取組などが提案され、コミュニティハウスの基本理念を効果的に達成する運営計画となっているか。(10点)
	4-2	・利用者数、施設稼働率の向上に対し、有効な対策が示されているか。(5点)
5 利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組 (20点)	5-1	・利用者ニーズを捉えるための有効な手法が示され、施設運営に反映させる仕組みが具体的に提案されているか。(10点)
	5-2	・利用者サービスを向上する取組について、具体的かつ現実的な提案がなされているか。(10点)
6 効果的な自主事業展開 (20点)	6-1	・コミュニティハウスの自主事業の趣旨に沿った計画となっており、地域住民の自主的活動や相互交流の促進が具体的に見込める提案内容となっているか。(5点)
	6-2	・内容が多岐に渡り、幅広い層の住民が参加できる計画となっているか。(5点)
	6-3	・質の高い事業を行う工夫が行われているか。(5点)
	6-4	・地域住民が参加しやすい参加費設定を基本としているか。(5点)
7 効率性 (25点)	7-1	・施設の維持管理計画に効率化の工夫が見られるか。(5点)
	7-2	・収支計画は適切か。(10点)
	7-3	・運営の効率化等により、指定管理料の削減に繋がっているか。(10点)
8 積極性、意欲 (10点)	8-1	・本業務に取り組む姿勢や提案内容に強い意欲、積極性が見られるか。(5点)
	8-2	・本市の重要施策の実現に向けて、積極的に取り組んでいるか。(5点)
9 団体の資質・実績 (5点)	9-1	・団体の経営状況、社内体制、業務実績が本業務遂行上問題の無いものであるか。(5点)

(5) 平沼集会所

選定委員会では、「横浜市平沼集会所指定管理者公募要項」においてあらかじめ定めた「評価基準項目」に従って、応募者から提出された応募書類を審査し、指定候補者を選定しました。

選定にあたっては、応募書類の内容審査及び面接審査（公開プレゼンテーション及び質疑）を行いました。

なお、評価は、各委員が 140 点満点で採点した上で、その合計を委員会としての点数としました。

1 基本条件の理解度 (10点)	1-1	・「施設の設置目的」や「区役所の施策上の施設の位置付け」及び施設内容、機能等を適切に理解し、これを踏まえた管理運営の提案がなされているか。(5点)
	1-2	・「地域特性」を適切に理解し、地域ニーズを踏まえて、地域コミュニティの醸成や地域の連携に繋がる管理運営の提案がなされているか。(5点)
2 公平性 (10点)	2-1	・全ての利用者に対して公平な利用機会の提供が可能となっているか。(10点)
3 安定性・安全性 (25点)	3-1	・安定的な管理運営を継続できる職員体制が取られているか。(5点)
	3-2	・個人情報保護その他の法令遵守体制について明確に示され、職員の業務習熟、資質向上のための研修が十分に行われる計画となっているか。(5点)
	3-3	・市(区)防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を果たす計画となっているか。 ・地域と連携した日常的な防災への取組がなされているか。(5点)
	3-4	・施設設備の故障、事故、犯罪等を未然に防ぐ管理運営体制が取られ、緊急時の対応や危機管理の対応が具体的に計画されているか。(5点)
	3-5	・安全かつ安定した施設の維持管理計画、施設の長寿命化に貢献する修繕計画となっているか。(5点)
4 運営の実施効果 (15点)	4-1	・地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させる具体的な取組などが提案され、集会所の基本理念を効果的に達成する運営計画となっているか。(10点)
	4-2	・利用者数、施設稼働率の向上に対し、有効な対策が示されているか。(5点)
5 利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組 (20点)	5-1	・利用者ニーズを捉えるための有効な手法が示され、施設運営に反映させる仕組みが具体的に提案されているか。(10点)
	5-2	・利用者サービスを向上する取組について、具体的かつ現実的な提案がなされているか。(10点)
6 効果的な自主事業展開 (20点)	6-1	・集会所の自主事業の趣旨に沿った計画となっており、地域住民の自主的活動や相互交流の促進が具体的に見込める提案内容となっているか。(5点)
	6-2	・内容が多岐に渡り、幅広い層の住民が参加できる計画となっているか。(5点)
	6-3	・質の高い事業を行う工夫が行われているか。(5点)
	6-4	・地域住民が参加しやすい参加費設定を基本としているか。(5点)
7 効率性	7-1	・施設の維持管理計画に効率化の工夫が見られるか。(5点)
	7-2	・収支計画は適切か。(10点)

(25点)	7-3	・運営の効率化等により、指定管理料の削減に繋がっているか。(10点)
8 積極性、意欲 (10点)	8-1	・本業務に取り組む姿勢や提案内容に強い意欲、積極性が見られるか。(5点)
	8-2	・本市の重要施策の実現に向けて、積極的に取り組んでいるか。(5点)
9 団体の資質・実績 (5点)	9-1	・団体の経営状況、社内体制、業務実績が本業務遂行上問題の無いものであるか。(5点)

6 応募者の制限の確認

公募要項に定める「応募者の資格」「欠格事項」「応募者の失格」について、該当のないことを確認しました。

【公募要項 8 応募に関する事項】

(1) 応募者の資格

指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体（複数の団体が共同する共同事業体を含む。）とします。個人での申請はできません。

(2) 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により本市における入札の参加資格を制限されていること

イ 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること

ウ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの

エ 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること

オ 当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していること

カ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本事項について、横浜市が神奈川県警察本部に対し調査・照会を行うため、「役員等氏名一覧表（様式11）」を提出してください。

キ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたもの

ク 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

※共同事業体の場合には、構成するすべての団体が前記の欠格事項に該当しないとともに、応募時に、「共同事業体の結成に関する申請書（様式12）」を提出することとします。また、選定後協定締結までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することとします。

(6) 留意事項

オ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

(ア) ア～エの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続を遵守しない場合

(イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

7 応募団体

- (1) 西地区センター及び西公会堂（2団体）
西区区民利用施設協会・相鉄企業共同事業体
アクティオ株式会社
- (2) 藤棚地区センター（1団体）
一般社団法人西区区民利用施設協会
- (3) 浅間コミュニティハウス（1団体）
一般社団法人西区区民利用施設協会
- (4) 戸部コミュニティハウス（1団体）
一般社団法人西区区民利用施設協会
- (5) 平沼集会所（1団体）
一般社団法人西区区民利用施設協会

8 選定結果

選定委員会において厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者と決定しました。

- (1) 西地区センター及び西公会堂

順位	団体名
指定候補者	アクティオ株式会社
次点候補者	西区区民利用施設協会・相鉄企業共同事業体

- (2) 藤棚地区センター

順位	団体名
指定候補者	一般社団法人西区区民利用施設協会
次点候補者	-

- (3) 浅間コミュニティハウス

順位	団体名
指定候補者	一般社団法人西区区民利用施設協会
次点候補者	-

- (4) 戸部コミュニティハウス

順位	団体名
指定候補者	一般社団法人西区区民利用施設協会
次点候補者	-

- (5) 平沼集会所

順位	団体名
指定候補者	一般社団法人西区区民利用施設協会
次点候補者	-

9 得点

(1) 西地区センター及び西公会堂

	選定の評価基準	配点	指定候補者	次点候補者
(1)	基本条件の理解度	10点×5	36	36
(2)	公平性	10点×5	34	38
(3)	安定性・安全性	25点×5	85	90
(4)	運営の実施効果	20点×5	70	69
(5)	利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組	20点×5	68	60
(6)	効果的な自主事業展開	20点×5	68	66
(7)	効率性	25点×5	94	77
(8)	積極性、意欲	10点×5	38	37
(9)	団体の資質・実績	5点×5	17	18
合計		145点×5	510	491

(2) 藤棚地区センター

	選定の評価基準	配点	指定候補者	次点候補者
(1)	基本条件の理解度	10点×5	37	-
(2)	公平性	10点×5	34	-
(3)	安定性・安全性	25点×5	78	-
(4)	運営の実施効果	20点×5	67	-
(5)	利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組	25点×5	79	-
(6)	効果的な自主事業展開	20点×5	63	-
(7)	効率性	25点×5	76	-
(8)	積極性、意欲	10点×5	37	-

(9)	団体の資質・実績	5点×5	18	-
合計		150点×5	489	-

(3) 浅間コミュニティハウス

	選定の評価基準	配点	指定候補者	次点候補者
(1)	基本条件の理解度	10点×7	48	-
(2)	公平性	10点×7	48	-
(3)	安定性・安全性	25点×7	113	-
(4)	運営の実施効果	15点×7	74	-
(5)	利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組	20点×7	82	-
(6)	効果的な自主事業展開	25点×7	115	-
(7)	効率性	25点×7	112	-
(8)	積極性、意欲	15点×7	69	-
(9)	団体の資質・実績	5点×7	24	-
合計		150点×7	685	-

(4) 戸部コミュニティハウス

	選定の評価基準	配点	指定候補者	次点候補者
(1)	基本条件の理解度	10点×5	38	-
(2)	公平性	10点×5	36	-
(3)	安定性・安全性	25点×5	78	-
(4)	運営の実施効果	15点×5	59	-
(5)	利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組	20点×5	68	-
(6)	効果的な自主事業展開	20点×5	71	-

(7)	効率性	25点×5	77	-
(8)	積極性、意欲	10点×5	38	-
(9)	団体の資質・実績	5点×5	16	-
合計		140点×5	481	-

(5) 平沼集会所

	選定の評価基準	配点	指定候補者	次点候補者
(1)	基本条件の理解度	10点×5	35	-
(2)	公平性	10点×5	38	-
(3)	安定性・安全性	25点×5	81	-
(4)	運営の実施効果	15点×5	51	-
(5)	利用者ニーズの把握、利用者サービス向上の取組	20点×5	62	-
(6)	効果的な自主事業展開	20点×5	70	-
(7)	効率性	25点×5	75	-
(8)	積極性、意欲	10点×5	33	-
(9)	団体の資質・実績	5点×5	18	-
合計		140点×5	463	-

10 審査講評

(1) 西地区センター及び西公会堂

指定候補者となったアクティオ株式会社は2号会議室の改装をはじめとするサービス向上についての積極的な提案や運営体制の効率化による指定管理料の削減などが高く評価され、次点候補者を上回る結果となりました。次点候補者となった西区区民利用施設協会・相鉄企業共同事業体は、運営の安定性の面では指定候補者を上回りましたが、新しい取組についてより一層の提案を求める声がありました。

【指定候補者】アクティオ株式会社

アクティオ株式会社は他施設の指定管理実績があり、その経験に基づく新しい提案の数々は魅力的なものとなっています。また、サービスの向上を図りつつも、運営の効率化により指定管理料が大幅に削減されていることは高く評価できます。

一方で、指定管理料削減の主な要因である人件費の削減がサービスの低下につながらないように注意が必要です。また、新しい指定管理者として、危機管理や地域とのつながりづくりにしっかりと取り組む必要があります。

【次点候補者】西区区民利用施設協会・相鉄企業共同事業体

西区区民利用施設協会・相鉄企業共同事業体は、これまで西地区センターの管理運営を担ってきた団体で構成されており、継続して安定的な運営を期待できます。また、構成団体である一般社団法人西区区民利用施設協会は、地域団体としてこれまで区内の区民利用施設の管理運営を行っており、その提案内容は西区らしさを理解したものとなっています。

しかし、指定候補者と比べて新しい取組の提案などについては物足りないものとなっており、サービス向上や指定管理料の削減の面で指定候補者に及びませんでした。

(2) 藤棚地区センター

一般社団法人西区区民利用施設協会はこれまで施設の管理運営を担ってきた団体であり、地域に根差した安定性のある施設運営が期待できます。現在利用の少ない年齢層を狙った自主事業や施設連携についての提案も評価できます。

今後は、事業の質の向上や年齢以外の新しい視点での企画、限られた指定管理料の中でサービスを維持する工夫などの課題解決を望みます。

(3) 浅間コミュニティハウス

一般社団法人西区区民利用施設協会は旧浅間コミュニティハウスの管理運営を担っていたほか、区内の地区センター等を管理運営している団体であり、浅間コミュニティハウスについても安定性のある提案内容となっています。

一方で、図書を活用した事業や子どもの居場所づくり、小中学生向けの自主事業などでより積極的な事業展開を求める意見もあり、新しい施設としての特色づくりが必要です。

(4) 戸部コミュニティハウス

一般社団法人西区区民利用施設協会はこれまで施設の管理運営を担ってきた団体であり、地域に根差した安定性のある施設運営が期待できます。夏休み期間中に空き部屋を自習室として子どもに開放する事業や放課後の子どもの居場所づくりなど新しい取組について意欲の感じられる提案内容となっています。

勤務日数減となる館長の業務をサポートするスタッフの育成や子どもの居場所づくりに必要な職員体制の検討、夏期以外の稼働率の向上などの課題解決を望みます。

(5) 平沼集会所

一般社団法人西区区民利用施設協会は現指定管理者として地域との関係をしっかりとつくって施設の運営を行っており、次期指定管理期間についても同様に地域に根差した安定性のある施設運営が期待できます。

一方で提案内容に目新しいものが少なく、ホームページやツイッターを活用した広報や魅力的・効果的な自主事業の実施、ニーズの発掘など新しい利用者層を呼び込む取組を求めます。